

令和6年栗山町議会定例会

9月定例会議議案

開会 令和6年9月3日

栗山町議会議場

令和6年栗山町議会定例会
9月定例会議

議 事 日 程

令和6年9月3日
午前9時30分開議

日程	議案番号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		諸般の報告 ①会務報告	
		②監査報告	
4		一般質問	
5	議案第22号	栗山町第7次総合計画の一部変更について	
6	議案第23号	令和6年度栗山町一般会計補正予算（第4号）	
7	議案第24号	令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
8	議案第25号	令和6年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
9	議案第26号	令和6年度栗山町水道事業会計補正予算（第1号）	
10	議案第27号	令和6年度栗山町下水道事業会計補正予算（第1号）	

11	認 第 1 号	定 号	令和 5 年度栗山町一般会計歳入歳出決算の認定 について	
12	認 第 2 号	定 号	令和 5 年度栗山町国民健康保険特別会計歳入 歳出決算の認定について	
13	認 第 3 号	定 号	令和 5 年度北海道介護福祉学校特別会計歳入 歳出決算の認定について	
14	認 第 4 号	定 号	令和 5 年度栗山町介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定について	
15	認 第 5 号	定 号	令和 5 年度栗山町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について	
16	認 第 6 号	定 号	令和 5 年度栗山町住宅団地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	
17	認 第 7 号	定 号	令和 5 年度栗山町工業団地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	
18	認 第 8 号	定 号	令和 5 年度栗山町水道事業会計決算の認定に ついて	
19	認 第 9 号	定 号	令和 5 年度栗山町下水道事業会計決算の認定に ついて	
20	報 第 7 号	告 号	令和 5 年度栗山町健全化判断比率について	
21	報 第 8 号	告 号	令和 5 年度栗山町資金不足比率について	
22	報 第 9 号	告 号	放棄した債権の報告について	
23	報 第 10 号	告 号	令和 5 年度栗山町内部統制評価報告について	
24	報 第 11 号	告 号	令和 5 年度一般財団法人栗山町農業振興公社 決算の報告について	

会 務 報 告

7月3日	西興部村議会が視察のために来町したので議長に代わって副議長が応接した。
〃日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
4日	宮城県村田町議会が視察のために来町したので議長に代わって副議長が応接した。
5日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広聴小委員会を委員会室で開催した。
7日	コミュニティFM放送局「エフエムくりやま」開局セレモニーに議長が出席した。
8日	南空知町村議会議員親睦パークゴルフ大会に議長外6名が出席した。 (於 南幌町)
9日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
〃日	栗山高校女子野球部壮行会に議長に代わって副議長が出席した。
10日	空知町村議会議長会議員研修会に議長外10名が出席した。 (於 上砂川町)
11日	美幌町議会議会運営委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
〃日	長崎県大村市議会厚生文教委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
〃日	鳥取県日吉津村議会行財政調査特別委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
12日	宮城県栗原市議会が視察のために来町したので議長が応接した。
〃日	栗山青年会議所創立55周年記念事業「サッカー日本代表森保監督基調講演～世界で戦う人となれ～」に議長が出席した。
13日	栗山町ハサンベツ里山計画実行委員会20周年記念式典に議長が出席した。
17日	福島県岩瀬地方市町村議会議長会が視察のために来町したので議長が応接した。
19日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	夕張市議会・栗山町議会合同議員研修会に議長外10名が出席した。
22日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。
〃日	宮城県串間市議会議会運営委員会が視察のために来町したので議長が応接した。

26日	令和6年度姉妹都市子ども交歓のつどい歓迎会に議長に代わって副議長が出席した。
28日	北恵庭駐屯地創立74周年記念行事に議長に代わって副議長が出席した。
29日	栗山地区防犯協会総会に議長に代わって副議長が出席した。
30日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃日	富山県氷見市議会自民同志会・氷見クラブが視察のために来町したので議長が応接した。
8月1日	広報広聴常任委員会広聴小委員会を委員会室で開催した。
〃日	新篠津村議会議員のなり手不足を考える部会が視察のために来町したので議長に代わって副議長が応接した。
2日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	栗山商工会議所青年部創立40周年記念式典並びに祝賀会に議長が出席した。
5日～7日	空知町村議会議長会中央要望実行運動に議長が出席した。 (於 東京都)
7日	栗山町中国人殉難者供養会に議長に代わって副議長が出席した。
〃日	宮城県登米市議会議会運営委員会が視察のために来町したので議長に代わって副議長が応接した。
10日	継立納涼盆踊りに議長が出席した。
16日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	議員研修会を議員控室で開催した。
19日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	福島県議会企画環境委員会が視察のために来町したので議長に代わって副議長が応接した。
20日	令和6年度栗山町戦没者追悼式に議長が出席した。
〃日	関東町村議会議長会が視察のために来町したので議長が応接した。
22日～23日	北海学園大学及び愛知大学の学生32名が調査・研究のために来町したので議長外9名が対応した。
26日	空知町村議会議長会第3回役員会に議長が出席した。 (於 秩父別町)

議案の提出について

令和6年栗山町議会定例会9月定例会議に議案第22号から議案第32号まで及び認定第1号から認定第9号まで及び報告第7号から報告第11号まで並びに同意第1号から同意第2号までを別紙のとおり提出する。

令和6年9月3日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町長 佐々木 学

議案第 22 号

栗山町第 7 次総合計画の一部変更について

栗山町第 7 次総合計画（令和 5 年 2 月 16 日議決）の一部を次のとおり変更したいので、栗山町自治基本条例第 25 条第 3 項、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例第 12 条第 1 項及び栗山町議会基本条例第 8 条第 1 号の規定により本議会の議決を求める。

栗山町第7次総合計画〔変更〕

※対象事業のみ抜粋

政策区分	変 更 前			変 更 後		
I 生活環境 (12頁)	(2) 環境・エネルギー			(2) 環境・エネルギー		
	施 策	計画事業	(参考：事業概要)	施 策	計画事業	(参考：事業概要)
	①地球温暖化対策の 推進			①地球温暖化対策の 推進 ●気候変動に対応し た熱中症対策等の推 進	【新規】公共施設等の空調 設備を計画的に整備しま す。	気温上昇に対応するための公共 施設等空調設備の整備

議案第23号

令和6年度栗山町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,616,592千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更、追加は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
11	地方交付税	3,680,000	26,745	3,706,745
	1 地方交付税	3,680,000	26,745	3,706,745
15	国庫支出金	1,210,608	4,877	1,215,485
	2 国庫補助金	633,796	4,877	638,673
16	道支出金	686,690	22,333	709,023
	2 道補助金	326,731	22,333	349,064
18	寄附金	151,665	101,450	253,115
	1 寄附金	151,665	101,450	253,115
19	繰入金	497,107	△105,270	391,837
	1 基金繰入金	496,929	△105,270	391,659
20	繰越金	50,000	210,299	260,299
	1 繰越金	50,000	210,299	260,299
21	諸収入	272,967	877	273,844
	5 雑入	133,404	877	134,281
22	町債	1,652,700	99,019	1,751,719
	1 町債	1,652,700	99,019	1,751,719
歳 入 合 計		10,256,262	360,330	10,616,592

歳 出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,077,055	288,459	2,365,514
	1 総務管理費	2,040,138	288,459	2,328,597
6 農林水産業費		444,800	24,830	469,630
	1 農業費	412,539	22,333	434,872
	2 林業費	32,261	2,497	34,758
7 商工費		257,820	3,048	260,868
	1 商工費	257,820	3,048	260,868
8 土木費		1,470,184	28,038	1,498,222
	2 道路橋梁費	521,785	28,038	549,823
9 消防費		454,369	144	454,513
	1 消防費	454,369	144	454,513
13 諸支出金		9,853	15,811	25,664
	1 償還金及び還付加算金	9,853	15,811	25,664
歳 出 合 計		10,256,262	360,330	10,616,592

第3表 地方債の補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
1. 公共施設等空調設備整備事業債	5,300	95,100
48. 令和6年度臨時財政対策債	20,000	11,119

2. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
50. スクールバス購入事業債	6,100	普通貸借・証券発行及び証書借入	3.8%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（うち据置5年以内）の半年賦または年賦元利均等償還及び半年賦または年賦元金均等償還、ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還することができる。
51. 工業団地内道路新設事業債	12,000			

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
⑪	地方交付税	3,680,000	26,745	3,706,745			
	1 地方交付税	3,680,000	26,745	3,706,745			
	1 地方交付税	3,680,000	26,745	3,706,745	1 普通交付税	26,745	
⑮	国庫支出金	1,210,608	4,877	1,215,485			
	2 国庫補助金	633,796	4,877	638,673			
	2 民生費国庫補助金	41,921	1,257	43,178	2 児童福祉費補助金	1,257	子ども・子育て支援事業費補助金追加
	5 教育費国庫補助金	51,346	3,620	54,966	1 教育総務費補助金	3,620	へき地児童生徒援助費等補助金
⑯	道支出金	686,690	22,333	709,023			
	2 道補助金	326,731	22,333	349,064			
	4 農林水産業費道補助金	261,553	22,333	283,886	1 農業費補助金	22,333	経営所得安定対策直接支払推進事業補助金追加 265 持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金 22,068
⑱	寄附金	151,665	101,450	253,115			
	1 寄附金	151,665	101,450	253,115			
	1 寄附金	151,665	101,450	253,115	1 総務寄附金	101,450	一般寄附金追加 1,250 ふるさと応援寄附金追加 100,000 企業版ふるさと応援寄附金追加 200
⑲	繰入金	497,107	△ 105,270	391,837			
	1 基金繰入金	496,929	△ 105,270	391,659			
	1 財政調整基金繰入金	297,188	△ 105,270	191,918	1 財政調整基金繰入金	△ 105,270	
⑳	繰越金	50,000	210,299	260,299			
	1 繰越金	50,000	210,299	260,299			
	1 繰越金	50,000	210,299	260,299	1 前年度繰越金	210,299	
㉑	諸収入	272,967	877	273,844			
	5 雑入	133,404	877	134,281			
	2 雑入	133,399	877	134,276	2 雑入	877	過年度児童手当負担金 702 過年度低所得者保険料軽減国庫負担金 175
㉒	町債	1,652,700	99,019	1,751,719			

款	項		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明	
	目					区分	金額		
②	1	町債	1,652,700	99,019	1,751,719				
	1	総務債	74,800	95,900	170,700	1	総務管理債	95,900	公共施設等空調設備整備事業債追加 89,800 スクールバス購入事業債 6,100
	6	土木債	578,700	12,000	590,700	1	道路橋梁債	12,000	工業団地内道路新設事業債
	9	臨時財政対策債	20,000	△ 8,881	11,119	1	臨時財政対策債	△ 8,881	令和6年度臨時財政対策債減額

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
②	総務費		2,077,055	288,459	2,365,514	4,733	95,900	100,450	87,376				
1	総務管理費		2,040,138	288,459	2,328,597	4,733	95,900	100,450	87,376				
	1	一般管理費	80,203	50,000	130,203	568			49,432	18	負担金補助及び交付金	50,000	負担金 北海道市町村備荒資金組合
	4	財産管理費	65,500	83,100	148,600		89,800		△6,700	14	工事請負費	83,100	公共施設等空調設備整備工事
	6	財政調整基金費	299	250	549			250		24	積立金	250	財政調整基金積立金追加
	17	職員給与費	1,214,024	18,153	1,232,177				18,153	18	負担金補助及び交付金	18,153	負担金 北海道市町村職員退職手当組合追加
	18	バス路線維持費	95,380	18,011	113,391	3,620	6,100		8,291	11	役務費	13	保険料 自動車損害賠償追加
										12	委託料	6,128	町営バス運行業務追加
										13	使用料及び賃借料	1,822	自動車借上料追加
										17	備品購入費	10,023	車両
										26	公課費	25	自動車重量税追加
	19	情報推進費	94,337	18,745	113,082	545			18,200	12	委託料	15,945	業務改革支援業務 人事給与システム改修
										18	負担金補助及び交付金	2,800	負担金 地域活性化起業人制度追加
	24	ふるさと納税推進費	150,001	100,200	250,201			100,200		11	役務費	56,043	通信運搬費 郵便料追加 運搬料追加 手数料 ふるさと納税返礼品追加 代理納付システム決済追加
												123	123
												15,105	15,105
												39,470	39,470
												1,345	1,345
										12	委託料	2,200	ふるさと応援寄附業務追加
										13	使用料及び賃借料	8,876	ふるさと納税システム等使用料追加
										24	積立金	33,081	ふるさと応援基金積立金追加
⑥	農林水産業費		444,800	24,830	469,630	22,333			2,497				

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
⑥	1	農業費	412,539	22,333	434,872	22,333						
		3 農業振興費	315,194	22,333	337,527	22,333			18 負担金補助及び交付金	22,333	補助金 経営所得安定対策直接支払推進事業追加 265 持続的畑作生産体制確立緊急支援事業 22,068	
	2	林業費	32,261	2,497	34,758				2,497			
		1 林業振興費	14,282	2,497	16,779				2,497	11 役務費	2,497	手数料 立木伐採処理追加
⑦		商工費	257,820	3,048	260,868			1,000	2,048			
	1	商工費	257,820	3,048	260,868							
		1 商工振興費	162,140	101	162,241				101	18 負担金補助及び交付金	101	補助金 栗山商工会議所青年部創立40周年記念事業
		2 観光費	12,029	1,145	13,174			1,000	145	17 備品購入費	1,145	一般機器
		3 栗山駅南交流拠点施設事業推進費	83,651	1,802	85,453				1,802	10 需用費	600	消耗品費 事業用追加
									11 役務費	495	手数料 機器設置	
									17 備品購入費	707	一般機器追加	
⑧		土木費	1,470,184	28,038	1,498,222		12,000		16,038			
	2	道路橋梁費	521,785	28,038	549,823		12,000		16,038			
		2 道路維持費	189,087	16,038	205,125				16,038	14 工事請負費	16,038	町道側溝改修工事
		4 地方道路整備費	152,934	12,000	164,934		12,000			12 委託料	12,000	工業団地内道路新設実施設計
⑨		消防費	454,369	144	454,513	144						
	1	消防費	454,369	144	454,513	144						
		1 消防費	454,069	144	454,213	144			18 負担金補助及び交付金	144	負担金 南空知消防組合追加	
⑬		諸支出金	9,853	15,811	25,664				15,811			

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
⑬	1	償還金及び還付加算金	9,853	15,811	25,664				15,811			
	2	償還金	5,853	15,811	21,664				15,811	22	償還金利子及び割引料	15,811
											過年度児童手当負担金返還金	1,214
											過年度障害者医療費道費負担金返還金	771
											過年度障害者医療費国庫負担金返還金	3,091
											過年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金	715
											過年度子どものための教育・保育給付費道費負担金返還金	730
											過年度子ども・子育て支援国庫交付金返還金	2,153
											過年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金	4,565
											過年度障害者自立支援給付費等道費負担金返還金	801
											過年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金	867
											過年度障害児入所給付費等道費負担金返還金	301
											過年度子育てのための施設等利用給付国庫交付金返還金	178
											過年度子育てのための施設等利用給付道費交付金返還金	89
											過年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金返還金	4
											過年度保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金	267
											過年度介護保険料軽減道費負担金返還金	65

議案第24号

令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,373,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 道支出金		964,263	3,440	967,703
	1 道補助金	964,263	3,440	967,703
6 繰入金		126,565	1,032	127,597
	2 基金繰入金	22,197	1,032	23,229
7 繰越金		10,000	750	10,750
	1 繰越金	10,000	750	10,750
歳入合計		1,368,460	5,222	1,373,682

歳出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 保険給付費		927,569	3,440	931,009
	1 療養諸費	799,817	3,440	803,257
7 諸支出金		613	1,782	2,395
	1 償還金及び還付加算金	600	1,782	2,382
歳出合計		1,368,460	5,222	1,373,682

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款	歳入		計	節		説明	
	項	補正前予算額		補正予算額	区分		金額
	目						
④	道支出金	964,263	3,440	967,703			
	1 道補助金	964,263	3,440	967,703			
	1 保険給付費等 交付金	964,263	3,440	967,703	1 普通交付金	3,440	
⑥	繰入金	126,565	1,032	127,597			
	2 基金繰入金	22,197	1,032	23,229			
	1 基金繰入金	22,197	1,032	23,229	1 基金繰入金	1,032	
⑦	繰越金	10,000	750	10,750			
	1 繰越金	10,000	750	10,750			
	1 繰越金	10,000	750	10,750	1 前年度繰越金	750	

歳 出

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
②	保険給付費	927,569	3,440	931,009	3,440						
	1 療養諸費	799,817	3,440	803,257	3,440						
	2 療養費	5,200	3,440	8,640	3,440			18 負担金補助 及び交付金	3,440		
⑦	諸支出金	613	1,782	2,395				1,782			
	1 償還金及び還付 加算金	600	1,782	2,382				1,782			
	1 還付金	600	1,782	2,382				1,782	22 償還金利子 及び割引料	1,782	過年度税過誤納還付金及び還付加算金追加

議 案 第 2 5 号

令和6年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度栗山町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,091千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,532,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4	国庫支出金	360,919	404	361,323
	2 国庫補助金	127,268	404	127,672
6	道支出金	213,762	311	214,073
	2 道補助金	12,668	311	12,979
9	繰越金	1,000	71,376	72,376
	1 繰越金	1,000	71,376	72,376
歳入合計		1,460,323	72,091	1,532,414

歳出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4	基金積立金	109	29,077	29,186
	1 基金積立金	109	29,077	29,186
6	諸支出金	431	43,014	43,445
	1 償還金及び還付加算金	253	43,014	43,267
歳出合計		1,460,323	72,091	1,532,414

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
④	国庫支出金	360,919	404	361,323			
	2 国庫補助金	127,268	404	127,672			
	2 地域支援事業 交付金	22,953	404	23,357	2 過年度分	404	
⑥	道支出金	213,762	311	214,073			
	2 道補助金	12,668	311	12,979			
	1 地域支援事業 交付金	12,668	311	12,979	2 過年度分	311	
⑨	繰越金	1,000	71,376	72,376			
	1 繰越金	1,000	71,376	72,376			
	1 繰越金	1,000	71,376	72,376	1 前年度繰越金	71,376	

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
④	基金積立金		109	29,077	29,186				29,077			
	1	基金積立金	109	29,077	29,186				29,077			
		1 介護給付費 準備基金積 立金	109	29,077	29,186				29,077	24 積立金	29,077	介護給付費準備基金積立金
⑥	諸支出金		431	43,014	43,445				43,014			
	1	償還金及び還付 加算金	253	43,014	43,267				43,014			
		2 償還金	-	43,014	43,014				43,014	22 償還金利子 及び割引料	43,014	過年度返還金

議案第26号

令和6年度栗山町水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度栗山町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	支 出 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	369,226 千円	8,289 千円	377,515 千円
第1項 営業費用	348,187 千円	8,289 千円	356,476 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条、本文括弧中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「122,751千円」を「122,834千円」に、当年度分損益勘定留保資金「102,251千円」を「101,981千円」に、当年度分消費税等資本的収支調整額「20,500千円」を「20,853千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	収 入 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	184,486 千円	3,800 千円	188,286 千円
第1項 企業債	171,400 千円	3,800 千円	175,200 千円

(科目)	支 出 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	307,237 千円	3,883 千円	311,120 千円
第1項 建設改良費	225,485 千円	3,883 千円	229,368 千円

(企業債)

第4条 予算第5条、企業債を次のとおり追加する。

追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
3. 工業団地水道管布設事業	3,800	普通貸借・証券発行 及び証書借入	3.8%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (うち据置 5年以内) の半年賦元利均等償還及び半年賦元金均等償還、ただし、都合により償還期間を短縮し、もしくは繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のように補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	24,835 千円	8,121 千円	32,956 千円

令和6年度 栗山町水道事業会計補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用	369,226	8,289	377,515	
1 営業費用	348,187	8,289	356,476	
2 配水及び給水費	17,933	3,227	21,160	配水管その他浄水の配水にかかる設備及び給水装置の維持管理に要する費用追加
5 受託工事費	9,107	5,062	14,169	給水装置工事及び修繕用の受託工事に要する費用追加
仮払消費税	(12,926)	(-)	(12,926)	

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入	184,486	3,800	188,286	
1 企業債	171,400	3,800	175,200	
1 企業債	171,400	3,800	175,200	建設改良費等に対する企業債追加
仮払消費税	(-)	(-)	(-)	

支出

(単位：千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出	307,237	3,883	311,120	
1 建設改良費	225,485	3,883	229,368	
2 配水施設整備費	47,740	3,883	51,623	配水管等の整備に要する費用追加
仮払消費税	(20,500)	(353)	(20,853)	

給与費明細書

1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-) -	(1) 4	1,755	16,590	9,328	27,673	5,283	32,956
補正前	(-) -	(1) 4	1,755	12,076	7,253	21,084	3,751	24,835
比較	(-) -	(-) -	-	4,514	2,075	6,589	1,532	8,121

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	78	3,184	450	623	768	3,841	357	27	-	9,328
	補正前	-	2,419	450	381	822	2,891	239	27	24	7,253
	比較	78	765	-	242	△54	950	118	-	△24	2,075

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数（人）		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	-	4	-	16,590	8,698	25,288	5,283	30,571
補正前	-	4	-	12,076	6,623	18,699	3,751	22,450
比較	-	-	-	4,514	2,075	6,589	1,532	8,121

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	78	2,897	450	623	768	3,498	357	27	-	8,698
	補正前	-	2,132	450	381	822	2,548	239	27	24	6,623
	比較	78	765	-	242	△54	950	118	-	△24	2,075

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-) -	(1) -	1,755	-	630	2,385	-	2,385
補正前	(-) -	(1) -	1,755	-	630	2,385	-	2,385
比較	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	時間外	期末	勤勉	通勤	計
	補正後	-	343	287	-	630
	補正前	-	343	287	-	630
	比較	-	-	-	-	-

議案第27号

令和6年度栗山町下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度栗山町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	支 出 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	494,225 千円	165 千円	494,390 千円
第1項 営業費用	477,400 千円	165 千円	477,565 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条、本文括弧中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「175,653千円」を「175,715千円」に、当年度分損益勘定留保資金「156,018千円」を「155,638千円」に、当年度分消費税等資本的収支調整額「12,926千円」を「13,368千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	収 入 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業資本的収入	337,438 千円	4,800 千円	342,238 千円
第1項 企業債	194,800 千円	4,800 千円	199,600 千円

(科目)	支 出 (既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業資本的支出	495,777 千円	4,862 千円	500,639 千円
第1項 建設改良費	254,144 千円	4,862 千円	259,006 千円

(企業債)

第4条 予算第5条、起債の限度額について次のとおり変更する。

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前	変 更 後
	限 度 額	限 度 額
1. 公共下水道事業	194,800	199,600

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のように補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	17,826 千円	165 千円	17,991 千円

令和6年度 栗山町下水道事業会計補正予算実施計画
収益的收入及び支出

支出 (単位：千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用	494,225	165	494,390	
1 営業費用	477,400	165	477,565	
3 総係費	65,317	165	65,482	事業活動全般に関する経費追加
仮払消費税	(16,489)	(-)	(16,489)	

資本的收入及び支出

収入 (単位：千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業資本的収入	337,438	4,800	342,238	
1 企業債	194,800	4,800	199,600	
1 企業債	194,800	4,800	199,600	建設改良費等に対する企業債追加
仮払消費税	(-)	(-)	(-)	

支出 (単位：千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業資本的支出	495,777	4,862	500,639	
1 建設改良費	254,144	4,862	259,006	
3 管渠建設費	-	4,862	4,862	
仮払消費税	(23,105)	(442)	(23,547)	

給与費明細書

1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-) -	(-) 2	-	9,221	5,655	14,876	3,115	17,991
補正前	(-) -	(-) 2	-	9,221	5,513	14,734	3,092	17,826
比較	(-) -	(-) -	-	-	142	142	23	165

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	318	1,825	-	1,003	90	2,183	182	54	-	5,655
	補正前	318	1,825	-	861	90	2,183	182	54	-	5,513
	比較	-	-	-	142	-	-	-	-	-	142

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数（人）		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	-	2	-	9,221	5,655	14,876	3,115	17,991
補正前	-	2	-	9,221	5,513	14,734	3,092	17,826
比較	-	-	-	-	142	142	23	165

職員手当 の内訳	区分	扶養	勤勉	時間外	管理職	住居	期末	寒冷地	管理職 特別	通勤	計
	補正後	318	1,825	-	1,003	90	2,183	182	54	-	5,655
	補正前	318	1,825	-	861	90	2,183	182	54	-	5,513
	比較	-	-	-	142	-	-	-	-	-	142

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-
補正前	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-
比 較	(-) -	(-) -	-	-	-	-	-	-

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	時間外	期末	勤勉	通勤	計
	補正後	-	-	-	-	-
	補正前	-	-	-	-	-
	比 較	-	-	-	-	-

認定第1号

令和5年度栗山町一般会計歳入歳出決算 の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度栗山町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第2号

令和5年度栗山町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度栗山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第3号

令和5年度北海道介護福祉学校特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度北海道介護福祉学校特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第4号

令和5年度栗山町介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度栗山町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第5号

令和5年度栗山町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度栗山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第6号

令和5年度栗山町住宅団地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度栗山町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第7号

令和5年度栗山町工業団地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度栗山町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第8号

令和5年度栗山町水道事業会計決算の認定 について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度栗山町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

認定第9号

令和5年度栗山町下水道事業会計決算の認定 について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度栗山町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、本議会の認定に付する。

報告第7号

令和5年度栗山町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度栗山町健全化判断比率について別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.95)	— (19.95)	6.4 (25.0)	32.5 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字比率は「—」で表している。
- 2 括弧内は栗山町における早期健全化基準を表している。

栗 監 査 第 1 5 号
令和 6 年 8 月 1 6 日

栗山町長 佐々木 学 様

栗山町監査委員 谷 田 進太郎
栗山町監査委員 藤 本 光 行

令和 5 年度栗山町公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 5 年度栗山町水道事業会計、栗山町下水道事業会計、栗山町住宅団地造成事業特別会計及び栗山町工業団地造成事業特別会計に係る資金不足比率の審査を行なった結果、別紙のとおり報告します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和5年度栗山町水道事業会計、栗山町下水道事業会計、栗山町住宅団地造成事業特別会計、栗山町工業団地造成事業特別会計に係る資金不足比率

2 審査の期間

自 令和6年8月9日

至 令和6年8月9日

3 審査の手続き

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

会計の名称	令和5年度	令和4年度	前年度との比較	経営健全化基準	備考
①水道事業会計	—	—	—	20.0	
②下水道事業会計	—	—	—	20.0	
③住宅団地造成事業特別会計	—	—	—	20.0	
④工業団地造成事業特別会計	—	—	—	20.0	

備考：公営企業会計においては資金不足額がないので、資金不足比率は「—」で表している。

2 個別意見

① 水道事業会計資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

② 下水道事業会計資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

③ 住宅団地造成事業特別会計資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の20.0%を

下回っている。

④ 工業団地造成事業特別会計資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

3 審査意見

令和5年度における資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っており、経営収支が不均衡な状況又はその他の経営状況が悪化した状況とは認められなかった。引き続き経営の健全化に努められたい。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第8号

令和5年度栗山町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度栗山町資金不足比率について別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
住宅団地造成事業特別会計	—
工業団地造成事業特別会計	—

備考

公営企業会計においては資金不足額がないので、資金不足比率は「—」で表している。

栗 監 査 第 1 5 号
令和 6 年 8 月 1 6 日

栗山町長 佐々木 学 様

栗山町監査委員 谷 田 進太郎
栗山町監査委員 藤 本 光 行

令和 5 年度栗山町公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 5 年度栗山町水道事業会計、栗山町下水道事業会計、栗山町住宅団地造成事業特別会計及び栗山町工業団地造成事業特別会計に係る資金不足比率の審査を行なった結果、別紙のとおり報告します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和5年度栗山町水道事業会計、栗山町下水道事業会計、栗山町住宅団地造成事業特別会計、栗山町工業団地造成事業特別会計に係る資金不足比率

2 審査の期間

自 令和6年8月9日

至 令和6年8月9日

3 審査の手続き

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

会計の名称	令和5年度	令和4年度	前年度との比較	経営健全化基準	備考
①水道事業会計	—	—	—	20.0	
②下水道事業会計	—	—	—	20.0	
③住宅団地造成事業特別会計	—	—	—	20.0	
④工業団地造成事業特別会計	—	—	—	20.0	

備考：公営企業会計においては資金不足額がないので、資金不足比率は「—」で表している。

2 個別意見

① 水道事業会計資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

② 下水道事業会計資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

③ 住宅団地造成事業特別会計資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の20.0%を

下回っている。

④ 工業団地造成事業特別会計資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は資金不足額がなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

3 審査意見

令和5年度における資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っており、経営収支が不均衡な状況又はその他の経営状況が悪化した状況とは認められなかった。引き続き経営の健全化に努められたい。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第9号

放棄した債権の報告について

栗山町債権管理に関する条例第8条第1項の規定により、別紙調書のとおり町の債権を放棄したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和5年度債権放棄調書

会計区分	債権の名称	債権の金額	債権の件数	放棄した事由
水道事業会計	水道料金	483,723 円	15 件	時効・死亡・破産・所在不明
合 計		483,723 円	15 件	

報告第10号

令和5年度栗山町内部統制評価報告について

地方自治法第150条第4項の規定により、令和5年度栗山町内部統制評価報告書を作成したので、同条第6項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、本議会に報告する。

令和5年度栗山町内部統制評価報告書

栗山町長 佐々木 学 は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本町においては、令和3年11月に「栗山町内部統制に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定し、当該基本方針に基づき、業務に関する内部統制の取組、並びにコンプライアンスの推進を含む全庁的な内部統制環境等の整備及び運用を行うこととしている。

令和5年度においては、これまでに引き続き、共通事務の標準化の取組、並びに職員コンプライアンスブックの改訂、コンプライアンス研修会の開催ほか、以下に記載の内部統制環境等の整備に係る取組を行った。

(1) 業務に関する内部統制

ア 共通事務（補助金等制度事務）の標準化

補助金等制度事務の標準化（効率化）を目的に、栗山町補助金等交付規則の一部見直し（規定追加等）を進め、各種補助金等制度に共通する要件、制限等に係る規定の整備を図った。

(2) 全庁的な内部統制環境等の強化

ア 栗山町職員コンプライアンスブックの改訂及び周知

職務上の規律や職務外も含めた公務員としての倫理意識等を高めることを目的に、令和3年12月に作成した「栗山町職員コンプライアンスブック」の改訂を行い、各種ハラスメントの理解、町民対応、内部通報制度等に関わる内容を追記し、職員周知を図った。

イ 内部通報制度の運用（外部通報窓口の設置）

町顧問弁護士事務所との契約により、新たに、内部通報制度における外部の通報窓口を設置した。通報者の秘密の保護、利害相反時の中立性を含め、職員コンプライアンスブック等を通じて、職員周知を図った。

ウ 懲戒処分に関する公表基準の策定

公務内外の非違行為に係る職員の懲戒処分に関し、情報公表の透明性の確保、及び事案発生の未然防止等を目的に、公表の対象、内容、方法等の基本を定める基準を策定した。

エ 職員研修の実施

公務員倫理及び内部統制に関する意識と能力を高めるため、外部講師の招聘による研修会等を実施した。令和5年度においては、管理職を対象とした「職場におけるハラスメント対策」、「不適正事務・不祥事発生時の初動対応」に係る研修を実施したほか、組織マネジメント強化に向けた「OJT（仕事を通じた人材育成）研修」、及び新採用職員向けの公務員倫理研修をそれぞれ実施した。

2 評価手続

令和5年4月～令和6年3月を評価対象期間とし、上記1に記載した、業務に関する内部統制の取組及び、全庁的な内部統制環境等の整備に関する取組の評価を実施した。

なお、本評価にあたっては、行政内部における評価に加え、栗山町職員倫理条例第7条の規定により設置した附属機関「栗山町内部統制等推進委員会」からの客観的な評価も行ったものである。

3 評価結果

(1) 業務に関する内部統制に関する評価

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、業務に関する内部統制の取組については、概ね有効に整備及び運用がなされているものと評価する。

なお、下記「4 重大な不備の是正に関する事項」に記載の事案については、評価対象期間において、当該不備の是正がなされているものと判断する。

今後、契約事務その他の各共事事務の標準化に係る取組の充実等を要する。

(2) 全庁的な内部統制環境等の強化に関する評価

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、全庁的な内部統制環境等の強化に関する取組については、概ね有効に整備及び運用がなされているものと評価する。

今後、コンプライアンス推進に係る全庁的な研修機会に限らず、業務改善の取組等も含めた各職場単位での日常・定期的研修・意識啓発の取組を要する。

4 重大な不備（不適正事案の発生等）の是正に関する事項

ア 発生事案

都市再生整備計画事業における買取り証明書の誤交付について

イ 事案概要

都市再生整備計画事業における事業用地の買収及び建物等の移転補償に関わり、町が被買収者等に対し交付する税控除適用のための「買取り証明書」の一部を、誤った様式で交付したものの。

また、当該移転補償等の契約交渉時においても、税控除適用に係る適切な説明がなされておらず、これらのことにより、被買収者等のうち3件の方について、遡って税控除が適用外となり、追加の所得税等及び延滞金が課せられたもので、3件で計3,558,000円の和解金を町が支払うに至った。

ウ 事案発生要因

- ・移転補償等の契約交渉時における相手方への制度説明の不備
- ・証明書作成段階における相互確認行為及び決裁時のチェック体制の不備

エ 対応策

- ・当該事務に係るフローチャート（手順）、様式等の共有
- ・当該事務における決裁（合議）ルートの明確化及び徹底

- ・当該事務に関わる専門機関研修（用地事務研修）への参加
- ・その他関連する全庁的な統制環境の整備として、町議会・行政運営に関する調査特別委員会の審査報告における意見を踏まえ、上記のコンプライアンス研修の実施、懲戒処分に関する公表基準の策定のほか、各課所の業務チェック・決裁体制の徹底に係る訓示等を実施

5 今後の課題又は取組について

(1) 業務に関する内部統制

- ア 業務の効率性及び信頼性の向上のため、全庁共通的な事務に関する標準化の取組拡大が求められる。今後、引き続き、契約事務その他の標準化（効率化）を順次進めるものとする。
- イ その他業務の効率的な執行に向けた業務手順の可視化（業務フローの作成等）の取組について検討を進める。

(2) 全庁的な内部統制環境等の強化

- ア 「栗山町職員コンプライアンスブック」の継続的な周知及び有効活用に向けて、その内容の継続的な見直しを図るものとする。
- イ 「栗山町職員倫理条例」及び内部通報制度の効果的な運用に向けて、その運用に係る職員等の共通理解を図るための制度周知及び研修機会の提供を継続するものとする。
- ウ 職員を対象とするコンプライアンス研修等を継続して実施する。管理監督職の管理・指導能力、マネジメント能力の向上や、一般職による接遇・コミュニケーション、業務効率の向上などを図る職階別の研修を実施するなど、オンライン型研修の活用を含め、効果的な研修の取組を継続する。
- エ 定期的な職場ミーティングの機会を活用するなど、業務改善の取組等も含めた各職場単位での日常・定期的研修・意識啓発の取組を推進する。

令和5年度栗山町内部統制評価報告書審査意見書

栗山町監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

栗 監 査 第 1 6 号
令和6年8月16日

栗山町監査委員 谷 田 進太郎
栗山町監査委員 藤 本 光 行

1 審査の対象

「令和5年度栗山町内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度栗山町内部統制評価報告書の審査は、栗山町長が作成した内部統制評価報告書について、栗山町長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査するものである。

3 審査の実施内容

令和5年度内部統制評価報告書について、栗山町長及び内部統制評価担当課から報告を受け、栗山町監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和5年度栗山町内部統制評価報告書について上記2及び3に基づき審査したところ、町長は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。よって内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 備考

令和5年度栗山町内部統制評価報告書において、評価対象期間の運用上の重大な不備が次のとおり1件あった。

- ・都市再生整備計画事業における買取り証明書の誤交付について

6 審査結果を踏まえた意見

重大な不備として評価された都市再生整備計画事業における買取り証明書の誤交付は、結果として町が和解金を支払うに至った事案である。この事案の分析と是正は極めて重要である。一方で事案発生による全庁的な危機意識の共有がなされたことも事実であり、今後ともその意識の風化を防ぐ具体的方策の実践について取り組んでいくことが望まれる。

全庁的な内部統制環境等の強化に関することについては、コンプライアンスブックによる予防措置から事案発生に対するフローチャート、結果に対する処分、公表に至るまで詳細に整備され、日常における内部通報制度の運用においても外部通報窓口の設置がなされるなど、一連の環境整備が整った。この後は、全職員の意識の共通化を高いレベルで維持することが何よりも重要であることから、職員研修の実施については、受講漏れがないよう引き続き取り組み、職員の意識の醸成について、さらに注力して取り組まれない。

また、風通しの良い前向きな職場環境を醸成するためには、特に管理職の資質の向上が求められることから、今後においては、重点項目として取り組むことを望む。

報告第11号

令和5年度一般財団法人栗山町農業振興公社 決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度一般財団法人栗山町農業振興公社決算について本議会に報告する。

令和5年度

一般財団法人 栗山町農業振興公社決算書

一般財団法人 栗山町農業振興公社

令和5年度 一般財団法人栗山町農業振興公社事業報告

〔 自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日 〕

概要

令和5年度における一般財団法人栗山町農業振興公社は、1. 事業概要のとおり本町農業の構造改善と担い手づくりに資するための事業を行い、農業生産性の向上と地域の活性化を図るなど、本町農業の振興に努めてまいりました。

1. 事業概要

(1) 農地流動化対策事業

- 1) 農地流動化意向調査の実施
- 2) マッピングシステムの活用及び農家台帳等の各種情報のデータ更新

(2) 農地利用集積計画特例事業

- 1) 農地売買等事業（転貸）
（新規）実績なし
（継続）貸し手4件、借り手5件 5.2ha
（合計）貸し手4件、借り手5件 5.2ha
- 2) 農地中間保有実績 0件（継続2件）

(3) 地域を担う人材の育成と新規農業参入の推進

- 1) 担い手農家育成と活動支援
 - ①くりやま農業未来塾の開講（第11期生6名）
 - ②くりやま農業女性塾の開講（塾生14名）
 - ③若手農業者のプロジェクト活動支援（4Hクラブ）
- 2) 農村人口減少対策と新規農業参入の推進
 - ①新規就農者等受入推進
 - 新規就農希望者等面談（73組）
新・農業人フェアへの出展（東京、大阪 面談23組）
北海道新規就農フェアへの出展（札幌 面談30組）
公社来所直接面談（9組）
公社電話、メール面談（11組）
 - 農業体験受入（4組）
 - 新規就農研修者受入れ（農家研修0組）
 - ②農業関係機関と連携した新規就農者支援
 - 新規就農者交流会（1回32名）
 - 認定新規就農者（0件）
 - 新規参入法人（1件）

- (4) 営農に関する情報提供と支援
 - 1) ICT農業経営支援（RTK自動操舵装置 20 件）
 - 2) 栗山町スマート農業技術活用検討コンソーシアム研修会（1 回 22 名）

- (5) 栗山町農業振興事業
 - 1) ブランド対策事業
 - ①都市農村交流活動助成事業（1 件）
 - ②家畜防疫対策助成事業（1 件）
 - ③牧草地再生対策事業（1 件）
 - ④地力増進緑肥助成事業（3 件）
 - ⑤農村景観向上助成事業（3 件）
 - 2) 担い手対策事業
 - ①農業後継者育成支援事業（10 件）
 - ②農業新規参入者施設等導入助成事業（2 件）
 - 3) 農地対策事業
 - ①低コスト圃場整備助成事業（25 件）
 - ②低コスト圃場整備事業 遊休農地加算（1 件）
 - ③農村景観環境整備事業（2 件）
 - ④アライグマ侵入防止電気柵設置支援事業（3 件）
 - ⑤鹿侵入防護柵設置等助成事業（15 団体）
 - ⑥農地災害復旧等工事助成事業（4 件）
 - ⑦畑地輪作体系確立事業（8 件）
 - ⑧農地流動化特別対策事業（2 件）
 - ⑨農地維持支援事業（2 件）

- (6) その他目的を達成するために必要な事業
 - 1) 北海道大学農学部農業経済学科農村調査実習の実施（学生 24 名参加、受入農家 8 戸）
 - 2) くりやま農業応援隊の実施（延べ 93 名、受入農家 4 戸、2 地区）
 - 3) 東大むら塾合宿受入（夏合宿 学生 15 名参加、受入農家 7 戸）
（春合宿 学生 12 名参加、受入農家 2 戸）
 - 4) 農業振興に関する先進的取組の視察研修（評議員研修視察）
 - 5) 地域懇談会の開催（147 名、21 地区）

- (7) 会議等の開催
 - 1) 評議員会 5 回
 - 2) 理事会 5 回
 - 3) 監査 2 回
 - 4) 農業振興推進委員会 3 回
 - 5) 視察等受入 6 件

収支計算書総括表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

一般財団法人 栗山町農業振興公社

(単位：円)

科 目	実施事業等会計 法人会計	その他会計	内部取引控除	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	300	0		300
事業収入	499,790	22,278,440		22,778,230
補助金等収入	0	0		0
負担金収入	22,500,000	0		22,500,000
雑収入	871,794	0		871,794
事業活動収入計	23,871,884	22,278,440	0	46,150,324
2. 事業活動支出				
事業費支出	21,332,733	22,256,000		43,588,733
農地流動化対策事業支出	1,682,875	0		1,682,875
農地利用集積計画特例事業支出	1,684,120	0		1,684,120
担い手確保・育成事業支出	5,651,671	0		5,651,671
営農支援事業支出	12,314,067	0		12,314,067
ブランド対策事業支出	0	1,152,000		1,152,000
担い手対策事業支出	0	4,000,000		4,000,000
農地対策事業支出	0	17,104,000		17,104,000
農地中間保有支出	0	0		0
管理費支出	1,112,330	896,730		2,009,060
事業活動支出計	22,445,063	23,152,730	0	45,597,793
事業活動収支差額	1,426,821	△ 874,290	0	552,531
II 投資活動収支の部				
投資活動収支差額	0	0	0	0
III 財務活動収支の部				
財務活動収支差額	0	0	0	0
IV 予備費支出	0	0	0	0
当期収支差額	1,426,821	△ 874,290	0	552,531
前期末残高	22,292,766	9,531,492	0	31,824,258
当期末残高	23,719,587	8,657,202	0	32,376,789

貸借対照表

令和6年3月31日現在

一般財団法人 栗山町農業振興公社

(単位：円)

科	目	当 年 度	備 考
I	資産の部		
	1. 流動資産		
	現金預金	16,741,947	
	未収金	465,521	
	未払金	357,757	
	流動資産合計	17,565,225	
	2. 固定資産		
	(1) 基本財産		
	定期預金	15,000,000	
	基本財産合計	15,000,000	
	(2) 特定資産		
	運営基金（普通預金 公社農業振興事業・農地中間保有）	34,300,472	
	中間保有農地	9,166,480	
	特定資産合計	43,466,952	
	固定資産合計	58,466,952	
	資産合計	76,032,177	
II	負債の部		
	1. 流動負債		
	未払金	150,437	
	預り金	37,999	
	流動負債合計	188,436	
	2. 固定負債		
	農地中間保有	10,000,000	
	固定負債合計	10,000,000	
	負債合計	10,188,436	
III	正味財産の部		
	1. 指定正味財産	33,466,952	
	（うち特定資産への充当額）	33,466,952	
	2. 一般正味財産	32,376,789	
	（うち基本財産への充当額）	15,000,000	
	正味財産合計	65,843,741	
	負債及び正味財産合計	76,032,177	

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

一般財団法人 栗山町農業振興公社

(単位：円)

科	目	金	額
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
普通貯金	そらち南農業協同組合 本所 公社名義	11,142,786	
	そらち南農業協同組合 本所 税金管理口座	9,270	
	そらち南農業協同組合 本所 社会保険管理口座	161,162	
	そらち南農業協同組合 本所 雇用保険管理口座	28,729	
	そらち南農業協同組合 本所 農地中間保有口座	5,400,000	
未収金	委託費収入 他	465,521	
前払費用	会計ソフト定期契約未経過分	357,757	
流動資産合計			17,565,225
2. 固定資産			
基本財産			
定期貯金	そらち南農業協同組合 本所 公社名義	15,000,000	
基本財産合計			15,000,000
特定資産			
普通貯金	そらち南農業協同組合 本所 農業振興事業会計名義	13,466,952	
普通貯金	そらち南農業協同組合 本所 農地中間保有会計名義	20,833,520	
	中間保有農地	9,166,480	
特定資産合計			43,466,952
固定資産合計			58,466,952
資産合計			76,032,177
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	回線使用料等	150,437	
預り金	源泉所得税分	9,270	
	社会保険料分	0	
	雇用保険料分	28,729	
流動負債合計			188,436
2. 固定負債			
長期預り金	そらち南農業協同組合 本所 農地中間保有会計名義	10,000,000	
固定負債合計			10,000,000
負債合計			10,188,436
III 正味財産			
			65,843,741

財務諸表に対する注記

平成24年度からの「公益法人会計基準」（平成20年4月11日／平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会）を適用しています。

1. 消費税等の会計処理

免税制度適用期間につき税込処理

2. 会計方針の変更

特になし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	15,000,000	0	0	15,000,000
小計	15,000,000	0	0	15,000,000
特定資産				
運営基金（普通預金）	31,362,486	25,216,554	22,278,568	34,300,472
中間保有農地	9,166,480	0	0	9,166,480
小計	40,528,966	25,216,554	22,278,568	43,466,952
合計	55,528,966	25,216,554	22,278,568	58,466,952

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	15,000,000	0	15,000,000	0
小計	15,000,000	0	15,000,000	0
特定資産				
運営基金積立金	34,300,472	24,300,472	0	10,000,000
中間保有農地	9,166,480	9,166,480	0	0
小計	43,466,952	33,466,952	0	10,000,000
合計	58,466,952	33,466,952	15,000,000	10,000,000

5. 重要な後発事象

なし

6. その他

なし

議案第 28 号

栗山町営バス運行条例の一部を改正する条例

栗山町営バス運行条例（平成 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

路線名	運行区間	経由地	運行日
鳩山循環線	起点 栗山町中央 2 丁目 3 8 3 番地 1 地先 (栗山駅) 終点 栗山町中央 2 丁目 3 8 3 番地 1 地先 (栗山駅)	中央、朝日、 松風、湯地、 桜山、雨煙別、 鳩山、北学田	土曜日、日曜 日、祝祭日及 び年末年始 (12月31 日から翌年の 1月5日まで の日)を除く 日
角田循環線	起点 栗山町中央 2 丁目 3 8 3 番地 1 地先 (栗山駅) 終点 栗山町中央 2 丁目 3 8 3 番地 1 地先 (栗山駅)	中央、朝日、 桜丘、松風、 湯地、北学田、 中里、富士、 三日月、旭台、 角田	
阿野呂線	起点 栗山町中央 2 丁目 3 8 3 番地 1 地先 (栗山駅) 終点 栗山町字南学田 1 7 9 番地 2 地先 (南学田公民館)	中央、朝日、 桜丘、松風、 中里、旭台、 角田、南学田	
滝下線	起点 栗山町中央 2 丁目 3 8 3 番地 1 地先 (栗山駅) 終点 栗山町字滝下 3 5 番地 4 地先 (滝下停留所)	角田、共和、 大井分、阿野呂、 継立、南学田、 御園、南角田、 円山	日曜日、祝祭 日及び年末年 始(12月3 1日から翌年 の1月5日ま での日)を除 く日

日出線	起点 栗山町中央2丁目383番地1地先 (栗山駅) 終点 栗山町字日出302番地地先 (仁木宅前)	中央、朝日、 桜丘、松風、 湯地、北学田、 中里、桜山、 杵臼、角田、 大井分、継立	土曜日、日曜 日、祝祭日及 び年末年始 (12月31 日から翌年の 1月5日まで の日)を除く 日
継立線	起点 栗山町中央2丁目383番地1地先 (栗山駅) 終点 栗山町字継立176番地8地先 (南部公民館)	中央、朝日、 桜丘、松風、 湯地、北学田、 中里、桜山、 杵臼、角田、 大井分	
北広島駅 循環線	起点 栗山町角田9番地地先 (角田停留所) 終点 栗山町角田34番地地先 (角田停留所)	角田、中里、 朝日、湯地、 中央、南幌町 南1号線、 南幌町中央、 北広島市中央	年末年始(1 2月31日か ら翌年の1月 5日までの 日)を除く日

第3条第1項ただし書中「小学生」を「小学生、中学生」に改める。

第4条中「小学生」を「小学生又は中学生」に改める。

別表第1に次のように加える。

北広島駅循環線	栗山町内・南幌ビューロー区間	200円
	栗山町内・北広島駅区間	600円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

定期旅客料金表

区分		種類	
		1月	3月
適用期間		1月	3月
割引料		40%引	1月の3倍の5%引
料金	北広島駅循環線（栗山町内・北広島駅区間）を除く全路線	7,200円	20,520円
	全路線	21,600円	61,560円

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第29号

栗山町コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例

栗山町コミュニティバス運行条例（平成28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中 「

湯地
中里

」 を 「

中央、錦、朝日、
桜丘、松風、湯地、
中里

」 に改める。

第4条第2項中「8回」を「9回」に改める。

第7条第1項ただし書中「小学生」を「小学生、中学生」に改める。

第8条第1項中「小学生」を「小学生又は中学生」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第30号

栗山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

栗山町国民健康保険条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第31号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように変更する。

第4条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とする。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 32 号

栗山町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

栗山町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年 9 月 16 日議決）の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定により本議会の議決を求める。

栗山町過疎地域持続的発展市町村計画〔変更〕

※対象事業のみ抜粋

区 分	変更前	変更後																			
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（33頁）	(3) 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度）	(3) 計画 事業計画（令和3年度～令和7年度）																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">持続的発展 施策区分</th> <th style="width: 15%;">事業名 (施設名)</th> <th style="width: 25%;">事業内容</th> <th style="width: 10%;">事業 主体</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">持続的発展 施策区分</th> <th style="width: 15%;">事業名 (施設名)</th> <th style="width: 25%;">事業内容</th> <th style="width: 10%;">事業 主体</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td> <td style="vertical-align: top;">(4) 地域福祉施設 <u>その他</u></td> <td style="vertical-align: top;">総合福祉センター改修事業 空調設備整備</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 地域福祉施設 <u>その他</u>	総合福祉センター改修事業 空調設備整備	町
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進																					
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 地域福祉施設 <u>その他</u>	総合福祉センター改修事業 空調設備整備	町																		